

様式第2号(第7条関係)

会議録

会議の名称	川島町小学校統合協議会（全体会議・第2回目）
開催日時	平成28年8月31日（水）午後3時30分～午後4時45分
開催場所	川島町役場2階大会議室
議題	・おもな協議事項の進捗状況について ・統合小学校の校名案について ・閉校記念事業について
公開・非公開の別	公開・非公開・一部非公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	
出席者	<p>委員</p> <p>【統合関係学校の保護者代表者】 矢部一仁、小久保英二、松井正仁、根岸智仁、 小林勉、山田知治</p> <p>【統合関係学校の学校職員代表者】 五島アツ子、若林幸治、松本信昭、柳澤睦夫 齋藤和雄、岡部玲子、鈴木泰生、諏訪幸市郎、関口昭彦 野本彰、横山大輔</p> <p>【地域住民代表者】 谷島茂、関口義雄、小池雅之、石原島恒夫、井上義道、 大久保道夫、戸森始</p> <p>【教育委員会が必要と認める者】 蓮見重人、清水和明、鈴木貞美、高橋実、岡部俊夫、 栗田富美子、小林紀子、鈴木義宏、関光一、遠藤光男 大野恵司、石川和貴</p> <p>事務局職員</p> <p>中村教育長、粕谷副教育長兼教育総務課長、坪内室長、中尾主査、栗原主事補</p>
配布資料	資料1 おもな協議事項の進捗状況について 資料2 統合小学校の校名案について 資料3 閉校記念事業について
審議会等の内容・概要	
協議会等の内容・概要	
1 開会 2 あいさつ 3 議事 4 報告事項 ・おもな協議事項の進捗状況について	
質疑なし	

5 協議事項

(1) 統合小学校の校名案について

事務局 資料2-3に記載させていただいている校名案については、校名・通学・廃校利用部会の7月27日の会議で話し合われた内容を事務局で整理したものになります。

今後、校名班で、校名案を10組程度選定を進めていくにあたっては、ここに挙げさせていただいている校名案30組程の中から選んでいくということでおろしいですか。

委員一同 異議なし

(2) 閉校記念事業について

委員 閉校記念事業実行委員会体制イメージ（案）について、委員会構成員にPTA〇名、後援会〇名等記載されているが、この構成員は現在のPTA、後援会の方々が構成員になるということなのか。

事務局 閉校記念事業実行委員会を組織した時点のPTA、後援会の方々を構成員として想定しております。

委員 具体的には何年度のPTA、後援会の方々が対象となるのか。

事務局 平成30年3月の閉校までに事業を推進していかなければならないことから、平成28年度中に閉校記念事業実行委員会を組織する必要があります。

また、構成員については平成30年3月までが任期になると想っています。

委員 閉校記念事業実行委員会は平成30年3月まで続くが、平成29年度には、子供が小学校を卒業してしまうPTAの方もいる。そういう場合でも平成28年度現在のPTAが閉校記念事業実行委員会の構成員になる必要があるのか。

事務局 PTAの間で、平成30年3月まで継続して閉校記念事業実行委員会に携われる人を選出していただけたらと思っている。

委員 事務局から指名するのではなく、PTA内で決めて構わないのか。

事務局 そのようにしていただけたらと考えている。

委員 川島町立小学校閉校記念事業補助金交付要綱（案）の第3条第2項に記載されている「前条の補助対象者に交付する補助金の額は、補助対象経費から寄付金その他自主財源を控除した額を限度として、予算の範囲内において、町長が認める額とする。」とあるが、これについて、寄付が多く集まった場合、補助額に変化が生じると思う。この表記は曖昧に感じられるが、このことについてどのように考えているのか。

事務局 川島町立学校閉校記念事業補助金交付要綱（案）については、他市町村の事例を参考にさせていただいている。補助対象要件等は、今後協議、検討した上で決めることになるので、この要綱（案）は、あくまで参考として捉えていただきたいと思つ

ております。

委員 地区によって補助する金額に差が生じないよう、川島町全体でいくら補助するかを決めて、予算の範囲内で各地区同じ額を補助していただけたらと思う。

事務局 閉校記念事業については、総務・教育部会、PTA・後援会等部会において、基本的には各地区ある程度共通内容の事業を実施していくということで話はまとまっている。

また、現在のところ、閉校記念誌の作成に対して町からの補助を考えている。どの地区もある程度共通内容の事業を行うことから、金額の多寡は生じないと考えている。

ただし、地区によって特別なことを記念事業として行いたい場合は、その分だけ事業費は多くなると思う。その場合、町からの補助は難しいと考えていただきたい。

6 その他

委員 スクールバスの利用対象者について、出丸地区、鳥羽井を除く小見野地区の全ての児童を対象とし、芝沼地区の児童も対象として検討するということだが、昨年の説明会でハツ保の牛ヶ谷戸六郎地区、三保谷の釘無地区については、スクールバスの利用対象とするかどうかについて意見があったと思う。検討する必要があると思う。

この件については、地区によってスクールバスの利用対象者を決めるのではなく、距離を基準にしたほうが良いのではないか。これらの地区的児童をスクールバス利用対象者として扱わない場合、その理由が説明できるのか。

事務局 六郎地区については、ハツ保小学校まで距離が3km以上ある、この地区から現在1名、ハツ保小学校に通っていることも把握しております。六郎地区については、通学区域の見直す必要があると考えておりますが、通学区域は、通学区域審議会で検討していくことになります。

通学区域審議会で仮に、六郎地区をこれまで通りハツ保小学校区として扱うものと検討したとしても、希望者に対してはスクールバスを利用して三保谷小学校へ通学してもらうなど、柔軟な対応も考えられます。

委員 スクールバスについては、地区ではなく、距離で乗車基準を設ける必要があるのではないか。

事務局 通学区を変える場合、まずは通学区域審議会に諮る必要があります。なお、見直しに際しては、該当地区に住んでいる児童と保護者の気持ちを考慮する必要もあると考えております。

委員 総務・教育部会では、統合対象校間の交流事業の内容についても話合われている。このことについて、保護者の交流、学校同士の交流は考慮されているが、学童保育との交流についても考慮してほしい。

現在、11月14日県民の日に、川島町にある三つの学童クラブ（かっぱくらぶ、どりいむくらぶ、かわじま学童くらぶ）が交流を実施している。その際、かわじま学童くらぶ（ハツ保地区）からかっぱくらぶ（中山地区）へ、バスを使って3回ほどピストン輸送している。保護者の車に相乗りするような場合もある。

そこで、こうした学童クラブの取り組みについても、交流事業で使用するバスを使用させていただけたらと

思っている。

委員 視察の報告資料に「学校規模適正化計画では、小見野小学校を郷土資料館として活用することを載せていますが」と表記があるが、まだどのように活用するか決まっているわけではないのであるから、このような表記は誤解を招く恐れがあるから改めたほうが良いと思う。

事務局 次回の全体会議は、10月3日月曜日、15時30分を予定しておりますが、この日でよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

7 閉会

署名	小見野小学校 松井正仁	印
----	----------------	---